

## 第 9 2 号議案

足立区神明三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区神明三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「足立区細街路整備助成条例（昭和 6 0 年足立区条例第 3 8 号）」を「足立区細街路整備条例（平成 2 4 年足立区条例第 6 1 号）」に改める。

- ( 1 ) 足立区神明三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 6 2 年足立区条例第 1 8 号）第 4 条第 1 項
- ( 2 ) 足立区扇一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 年足立区条例第 2 5 号）第 4 条第 1 項
- ( 3 ) 足立区中央本町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 3 年足立区条例第 1 9 号）第 4 条第 1 項
- ( 4 ) 足立区梅島地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 3 年足立区条例第 2 0 号）第 4 条第 1 項
- ( 5 ) 足立区伊興町前沼地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年足立区条例第 5 0 号）第 4 条第 1 項
- ( 6 ) 足立区舎人四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年足立区条例第 5 1 号）第 4 条第 1 項
- ( 7 ) 足立区梅島一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第 5 3 号）第 4 条第 1 項
- ( 8 ) 足立区保塚町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 5 年足立区条例第 2 8 号）第 4 条第 1 項

( 9 ) 足立区島根二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成15年足立区条例第51号)第4条第1項

( 10 ) 足立区江北駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成17年足立区条例第58号)第4条第1項

( 11 ) 足立区千住三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成18年足立区条例第51号)第5条第1項

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

( 提案理由 )

足立区細街路整備助成条例の改正に伴い、規定を整備する必要がある  
ので、この条例案を提出いたします。